

平成28年度  
低公害車導入促進助成事業の概要  
(ハイブリッドトラック)  
リース用

## 1. 助成事業の目的

環境問題に積極的に取り組み、低公害車の普及促進の更なる発展を図るため、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）に所属する会員事業者（以下「事業者」という。）が低公害車を導入する場合、通常車両との差額の一部を助成する。

## 2. 助成制度の仕組みについて

ハイブリッドトラックを導入する事業者に対して、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）より通常車両との価格差に対して助成金を交付する。事業者がリースにより導入する場合は、リース会社へ助成金を交付する。

全ト協の助成金を利用するパターン
① 国土交通省＋全ト協＋地方ト協
② 国土交通省＋全ト協
③ 全ト協＋地方ト協（注）
④ 全ト協（注）

（注）この制度は原則として国の低公害車普及促進対策費補助金を併用することを前提としているが、やむを得ず国の補助要件を満たせない車両\*については、国の低公害車普及促進対策費補助金の併用を条件としない。

\*・・・やむを得ず国の補助要件を満たせない車両

下記①～④のいずれかに該当する車両を指す

- ① 国の補助台数要件を満たせない車両
- ② 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限により内定通知がされなかった車両
- ③ 国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- ④ 割賦により導入された車両

また、リースの場合、トラック協会の助成金の申請者は事業者となり、国の補助金の申請者はリース会社となる。

申請先	申請者	助成金・補助金支払い先
トラック協会	事業者	リース会社
国	リース会社	リース会社

※国土交通省の補助要件をよく確認すること。

特に、低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）において新車のみの導入では、28年度内に3台以上の導入がない場合、補助制度の対象外となるので注意すること。

### 3. 助成対象車両

車両総重量2.5トン超のハイブリッドトラック

### 4. 助成額

(単位：円)

車両クラス	全ト協助成額
小型クラス (2トンクラス)	97,000
中型クラス (4トンクラス)	335,000

※地方ト協の助成額については、別途、各地方ト協に確認すること。

※地方自治体から補助金がある時は、全ト協、地方ト協の助成金を減額することがある。

### 5. リースの条件

(1)	期 間	原則として法定耐用年数以上
(2)	料金の算定	原則として車両価額から助成額（国等の補助金額を含む）を控除した額を基礎にリース料金を算定 ただし、国の補助金の取扱いに準じて、「月額リース料率を低減」、もしくは、「借受人に現金で還付」する場合は、この限りではない
(3)	終了後の取扱い	原則、再リースか返却かの選択権を付与（リース終了後の売却も可）
(4)	車両の所有	リース会社が所有
(5)	契 約	事業者とリース会社との個別契約
(6)	解 約	中途解約は原則不可
(7)	そ の 他	その他の条件は一般のリース契約に準ずる

## 6. 申請受付期間

平成29年1月31日まで

※4月～6月の登録車両に限り、事後の申請を認めることとする。

ただし、事後の申請の受付は、4月～5月の登録車両は6月17日まで、6月の登録車両は登録日より20日以内に限る。

※地方ト協によって受付時期が異なる場合があるので、事前に確認を行うこと。

※上記期間内であっても、地方ト協ごとに定める所定の台数または予算に達した場合は、受付を終了することがある。

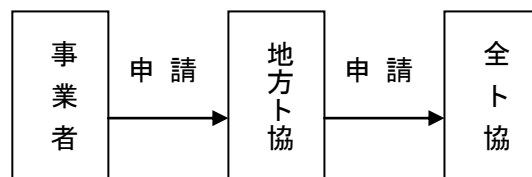
## 7. 事務手続きの概要 ※別添フロー図を参照

### (1) 申請

全ト協、地方ト協への助成金の申請は、導入をする事業者が申請者となる。

5枚複写式の申請書を地方ト協に用意しているので、事業者は所属の協会の窓口へ事前に申請書を提出する。

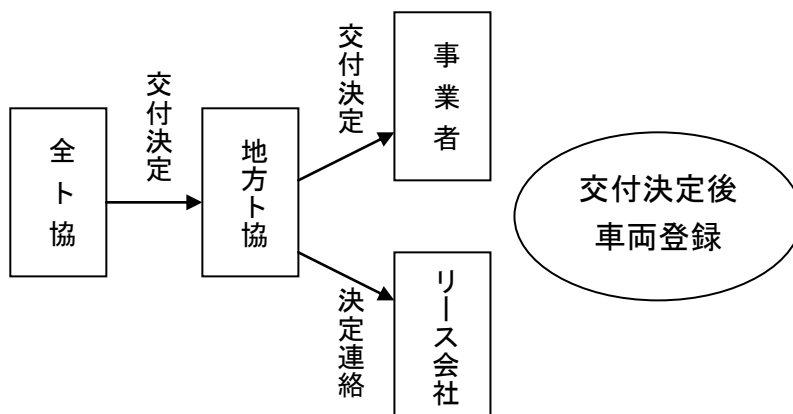
リースの場合、申請書の所定欄にリース会社名、住所、担当者名等の記入が必要となる（押印は不要）。



### (2) 交付決定

申請書は、地方ト協より全ト協へ回送される。書類の審査後、予算の範囲内で交付決定を行い、地方ト協へ交付決定通知書を送付する（書類の審査後、概ね2～3日）。

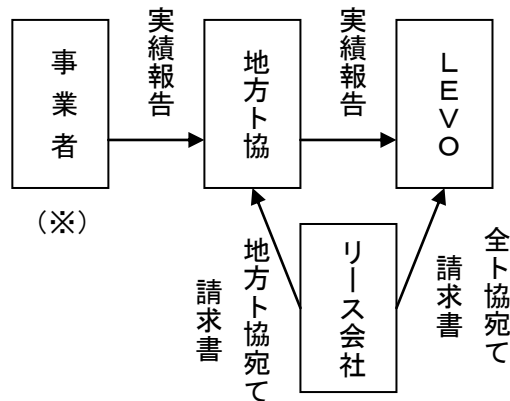
交付決定後、車両を登録することになる。



### (3) 実績報告

車両登録を完了した事業者は、原則1ヶ月以内に所属の協会へ関係書類を添えて実績報告書を提出する。地方ト協は書類を審査し、(一財)環境優良車普及機構(以下「LEVO」という。)へ実績報告書を送付する。

リースの場合、リース会社へ助成金を交付するため、リース会社は車両1台ごとに「全ト協あて」「都道府県ト協あて」の請求書を作成する。なお、全ト協あての請求書については、LEVOに送付する。



※地方ト協によっては、リース会社の実績報告書の提出を求める場合がある。

#### 【実績報告に必要な書類】

①自動車検査登録証(写)

②リース契約書(写)

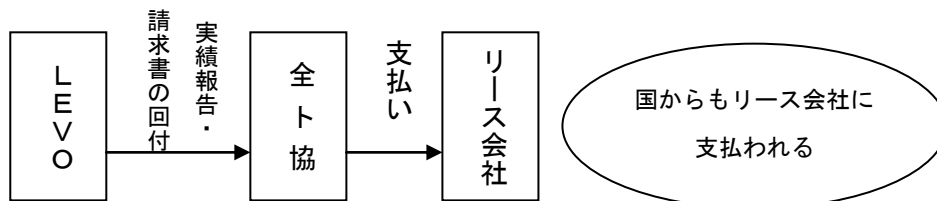
※リース契約書は事業者及びリース会社が押印済みのもの。

※リース契約書に車番等の導入車両が確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両が確認できる書類の写しを添付する。

③地方ト協が定める書類

### (4) 支払い

地方ト協からの実績報告書及びリース会社からの請求書を照合し、毎月15日までに到着したものを、翌月末に支払う。



※地方ト協からの支払いは、地方ト協によりリース会社に支払うか会員事業者に支払うか異なるので、事前に地方ト協へ確認すること。

## 8. 財産の処分制限等

低公害車導入促進助成金交付要綱第11条、12条に該当する場合は、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する分の助成金の返還（原則として月数割り）を求めることがある。

## 9. リース会社の届出について

全ト協の助成事業を活用して事業者にはリースを行う場合は、初回の助成金申請時までに、下記書類の提出を届け出ることとする（郵送可）。なお、営業所が複数ある場合には、法人単位で窓口を一本化すること（1法人1担当者）。

### 【提出書類】

- ① リース会社届出書（別紙）
- ② 登記簿謄本（写し可）※3ヶ月以内のもの
- ③ 担当者名刺（1枚）

### 【書類送付先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-5

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 宛

※担当者が変更となった場合は、速やかに連絡すること。

## 10. 留意事項

- (1) トラック協会非会員事業者に対する助成は行わない。
- (2) 車両、販売会社及びリース会社の選定と価格交渉については、事業者が個別に行うものとする。
- (3) 注文架装についてもリースの対象とする。
- (4) 地方ト協によって助成額、その他制限を個別に設定している場合があるので、必ず事前に確認すること。
- (5) 手続きのミス等により国の補助金が受けられない場合は、全ト協からの助成金も交付されないので十分注意すること。
- (6) 国の補助制度に関する問い合わせは、LEVOに確認すること（全ト協及び地方ト協では対応不可）。

### 【国の補助制度の問い合わせ先】

一般財団法人 環境優良車普及機構（LEVO）

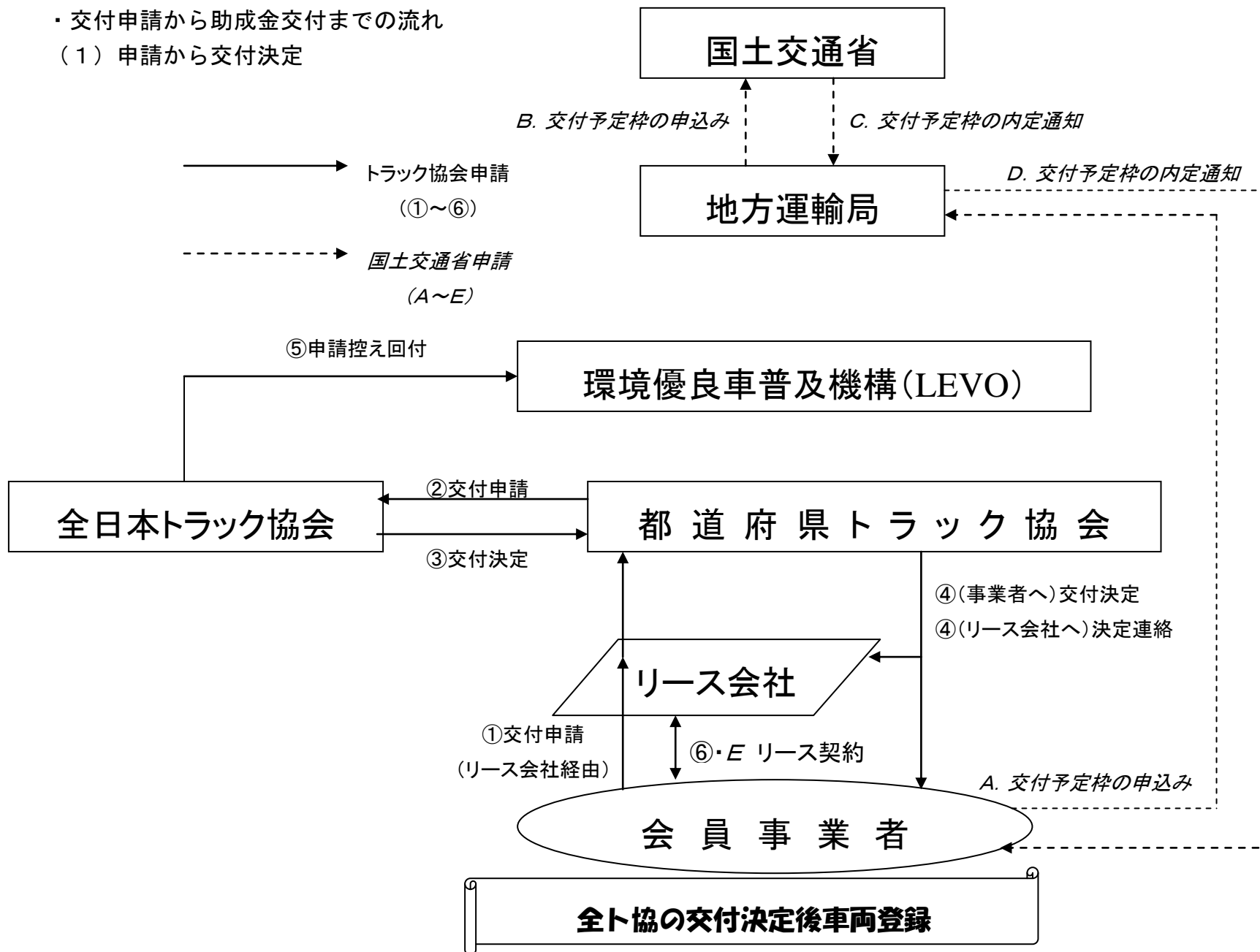
事業部業務班 TEL 03-3359-8536

- (7) 本概要に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

**【国土交通省の実績申請を利用する場合】**

・ 交付申請から助成金交付までの流れ

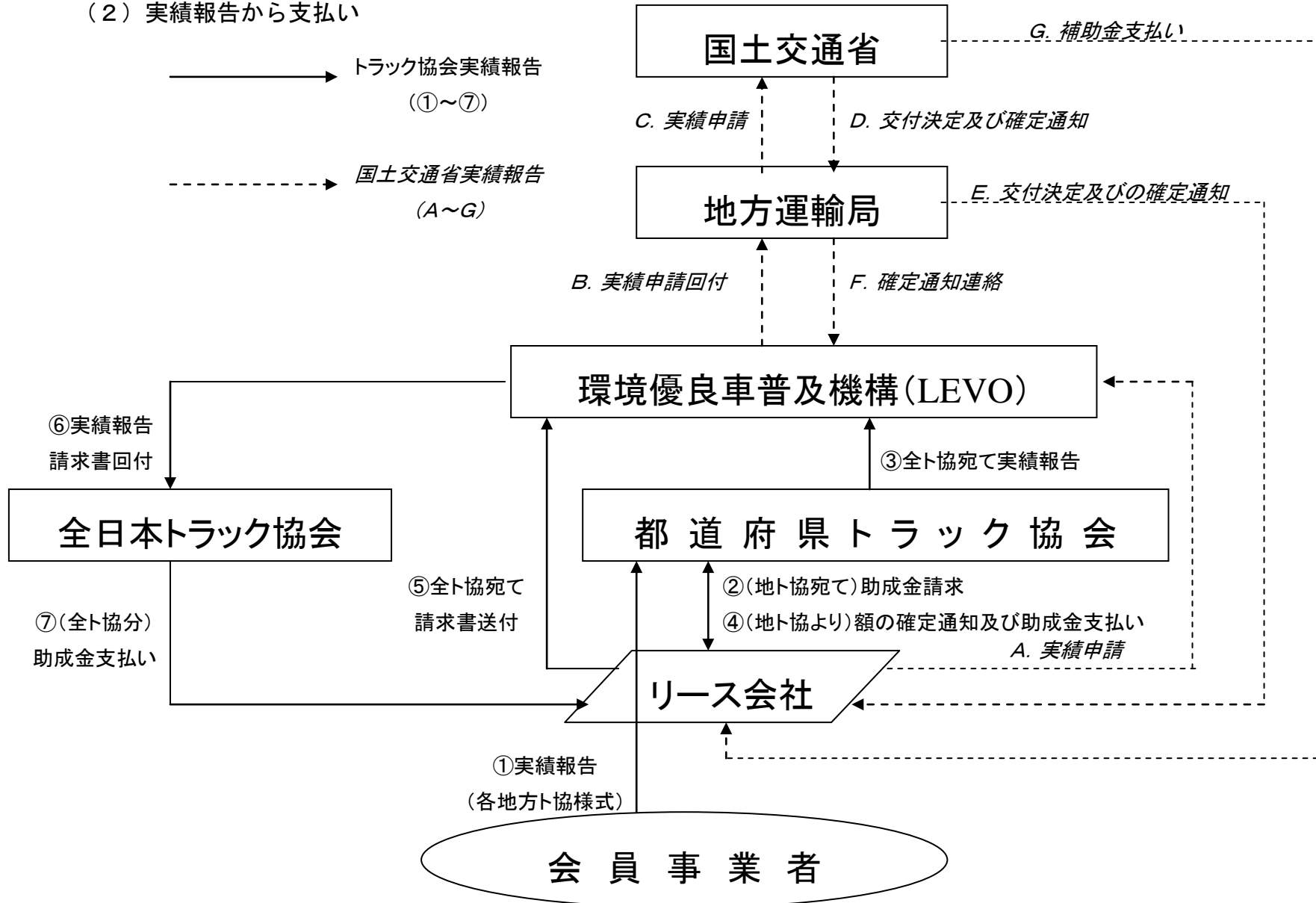
(1) 申請から交付決定



【国土交通省の実績申請を利用する場合】

・ 交付申請から助成金交付までの流れ

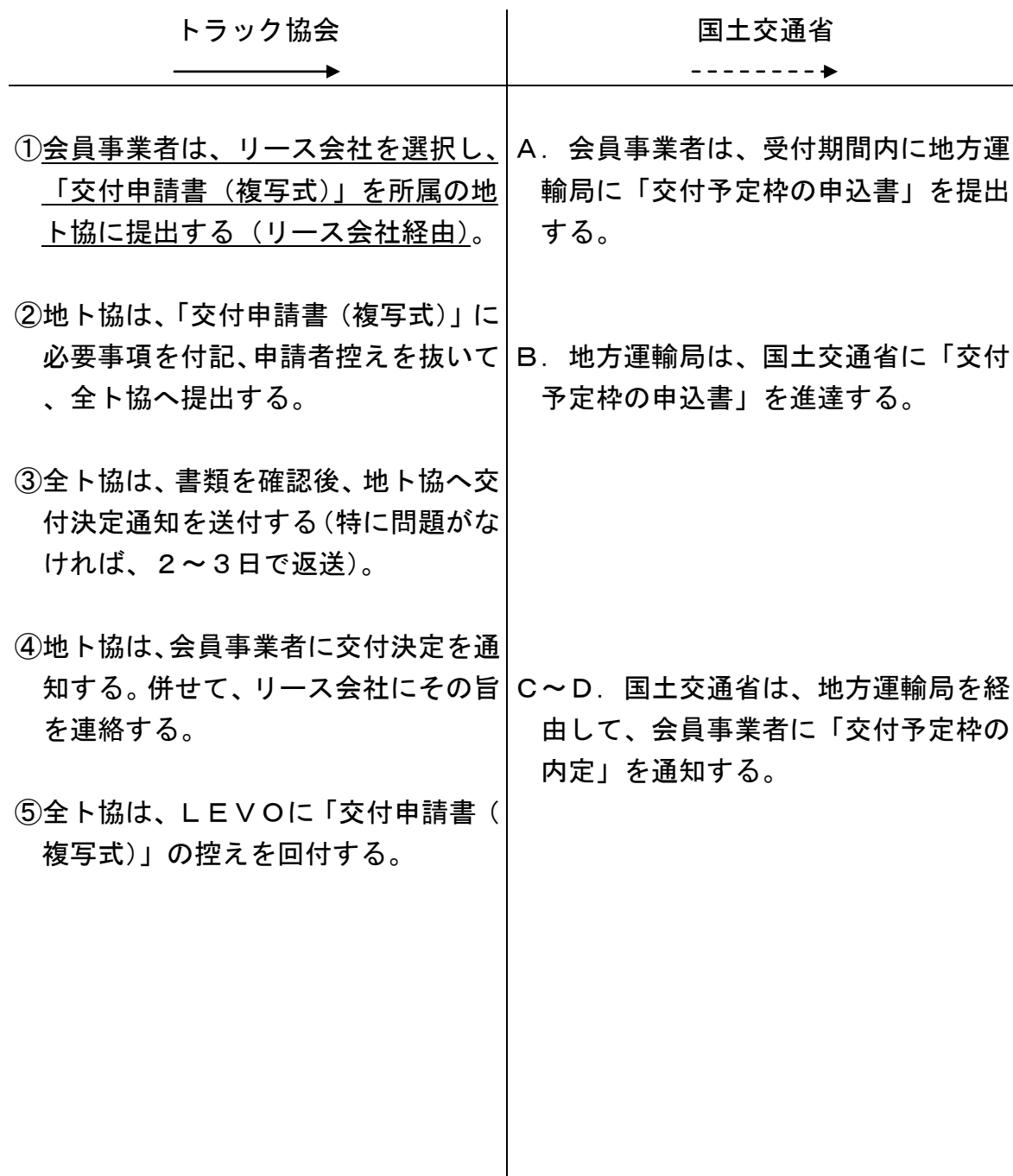
(2) 実績報告から支払い





(リース) 低公害車助成事業のフロー (ハイブリッド)

(1) 申請～交付決定 (国：実績申請の場合)



⑥・E 全ト協の交付決定後車両登録・リース契約

(2) 実績報告～支払（国：実績申請の場合）

トラック協会 —————→	国土交通省 -----→
①会員事業者は、車両導入後、地ト協に実績報告を行う。	A. <u>リース会社は、LEVOに「補助金実績申請書」を提出する。</u>
②リース会社は、地ト協に「 <u>地ト協あて助成金請求書</u> 」を提出する。	B～C. LEVOは、書類確認後、地方運輸局を経由して、国土交通省に「補助金実績申請書」を提出する。
③地ト協は、LEVOに「リース実績報告書」を提出する。	
④地ト協は、リース会社に額の確定を通知し、助成金を支払う。	
⑤リース会社は、LEVOに「 <u>全ト協あて助成金請求書</u> 」を提出する。	
⑥LEVOは、③「リース実績報告書」と⑤「全ト協あて助成金請求書」の書類チェックを行い、全ト協に提出する。 。	D～F. 国土交通省は、地方運輸局を経由して、リース会社に額の確定を通知し、併せてLEVOに連絡する。
⑦全ト協は、リース会社に助成金を支払う。	G. 国土交通省は、リース会社に補助金を支払う。